

スポーツ事業分野における移籍制限ルールに関する独占禁止法上の考え方について

令和元年6月17日
公正取引委員会

1 経緯・背景

(1) 公正取引委員会・競争政策研究センター（CPRC）では、「人材と競争政策に関する検討会」（座長：泉水文雄・神戸大学大学院法学研究科教授）を開催し、平成30年2月15日に「人材と競争政策に関する検討会報告書」を公表した。それ以降、公正取引委員会では、人材の獲得を巡る競争が独占禁止法の適用対象となり得ることなどについて関係団体に対する周知活動を行うとともに、独占禁止法上問題となり得る具体的行為や慣行が存在するかどうかについて実態把握に努めている。

こうした取組の過程において、スポーツ事業分野では、スポーツ統括団体（注1）が移籍制限ルール（注2）を定めている事例があることが認められた。

このため、公正取引委員会では、平成30年12月21日、スポーツ事業分野における移籍制限ルールの実態について関係者からの情報提供を呼び掛けるとともに、スポーツ統括団体等からのヒアリング等を通じて、実態把握を行ってきた。

（注1）スポーツリーグの運営、競技会の主催等を行っている団体をいう。

（注2）チーム（注3）間における選手の移籍や転職について一定の制約や条件を課すルールをいう。移籍制限ルールには、移籍や転職自体は可能であっても、スポーツ統括団体が開催するスポーツリーグや競技会への出場を認めないなどにより、実質的に移籍や転職を制限する効果を有するものを含み、また、規程等によって明文化されずに、慣習的に行われている事実上のルールも含む。

また、移籍制限ルールは、スポーツ統括団体の下部団体や地域団体が独自に定めている場合や、チーム（事業者）が共同して取り決めている場合も想定される。

（注3）チームが属する会社等を含む。

(2) この結果、スポーツ事業分野における移籍制限ルールについては、人材（選手）の獲得を巡る公正かつ自由な競争という観点からみた場合に、その合理性や必要性について十分に検討した上で設定されたとは言い難いものが多

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局経済取引局総務課経済調査室
	電話 03-3581-5480（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/

く存在することが認められた。また、スポーツ事業分野では、その活動全般について独占禁止法に対する意識や理解が必ずしも十分でないという実態にあることもうかがわれた。

このため、公正取引委員会では、こうした状況を踏まえ、スポーツ事業分野における移籍制限ルールについて、別紙のとおり、独占禁止法上の考え方を取りまとめた。

2 スポーツ統括団体等における自主的な取組

公正取引委員会では、独占禁止法違反行為の未然防止及び独占禁止法に対する意識や理解の向上に資する観点から、各スポーツ統括団体等において、現行又は検討中の移籍制限ルールについて自主的な見直しを行い、必要に応じて改定を行うなどの取組を期待する。

公正取引委員会としては、スポーツ事業分野に限らず、様々な分野で行われている人材獲得競争等に関し、引き続き、独占禁止法上の考え方についての関係各方面への周知や、競争制限的な行為や慣行の実態把握に努めていくこととする。また、独占禁止法に違反する行為が認められた場合には厳正に対処することとする。

以上

スポーツ事業分野における移籍制限ルールに関する独占禁止法上の考え方

独占禁止法は、公正かつ自由な競争を維持・促進することにより、消費者利益の確保や経済の活性化を実現しようとするものである。そのことは、スポーツ事業分野についても同様であり、選手獲得におけるチームの自由な活動等が適切に確保されることによって、スポーツファンのみならず消費者全般の利益が達成されるということに留意する必要がある。

その観点からみて、スポーツ統括団体（注1）等が定める移籍制限ルール（注2）については、独占禁止法上、以下のように考えることができる。

（注1）スポーツリーグの運営、競技会の主催等を行っている団体をいう。

（注2）チーム（注3）間における選手の移籍や転職について一定の制約や条件を課すルールをいう。移籍制限ルールには、移籍や転職自体は可能であっても、スポーツ統括団体が開催するスポーツリーグや競技会への出場を認めないなどにより、実質的に移籍や転職を制限する効果を有するものを含み、また、規程等によって明文化されずに、慣習的に行われている事実上のルールも含む。

また、移籍制限ルールは、スポーツ統括団体の下部団体や地域団体が独自に定めている場合や、チームが共同して取り決めている場合も想定される。

（注3）チームが属する会社等を含む。

1 チームは、スポーツ活動を通じて経済的な活動（事業活動）を行っている側面があり、独占禁止法上の事業者として互いに競争している。

2 一般に、競争関係にある複数の事業者が、共同して、人材の移籍や転職を相互に制限・制約する旨を取り決めることは、原則として独占禁止法違反となる（注4）。また、事業者団体が当該取決めを設ける場合も同様である（注5）。

（注4）同法第3条（不当な取引制限の禁止）。

（注5）同法第8条第1号（事業者団体による競争の実質的制限の禁止）。なお、競争が実質的に制限されるに至らない場合であっても、構成事業者の機能又は活動を不当に制限する場合は、同条第4号に違反することとなる。

スポーツ事業分野において移籍制限ルールが取り決められる場合は、チーム間の選手獲得競争が停止・抑制され得るとともに、その結果、選手を活用したスポーツ活動を通じた事業活動における競争も停止・抑制され、また、事業活動に必要な選手を確保できず新規参入が阻害されるといった弊害が生じ得ることとなる。

3 他方、スポーツ事業分野において移籍制限ルールを設ける目的には、主に以下の2点があるとされている。

- ① 選手の育成費用の回収可能性を確保することにより、選手育成インセンティブを向上させること
- ② チームの戦力を均衡させることにより、競技（スポーツリーグ、競技会等）としての魅力を維持・向上させること

この点、スポーツ統括団体が（又はチームが共同して）定める移籍制限ルールは、上記①又は②の面で競争を促進する効果を有する場合もあり得る。このため、独占禁止法上、移籍制限ルールについては、前記2記載の弊害が生じるからといって直ちに違反と判断されるのではなく、それによって達成しようとする目的が競争を促進する観点からみても合理的か、その目的を達成するための手段として相当かという観点から、様々な要素を総合的に考慮し、移籍制限ルールの合理性・必要性が個別に判断されることとなる。

これらの目的のそれぞれについて、考慮すべき要素及び具体的な着眼点を整理すれば、以下のとおりとなる。

＜移籍制限ルールの合理性・必要性に係る考慮要素＞

		＜目的①＞ 選手の育成費用の回収可能性を確保することにより、選手育成インセンティブを向上させること	＜目的②＞ チームの戦力を均衡させることにより、競技としての魅力を維持・向上させること
達成しようとする目的の合理性	具体的着眼点の例	<ul style="list-style-type: none"> ○ 移籍制限ルールにより達成しようとする目的の合理性 ○ 設定された目的の達成水準の妥当性 ➢ 育成費用の回収可能性を確保することが、スポーツ活動を通じた事業活動の成否にどの程度不可欠なものか？ ➢ 回収を想定している費用の額は、育成インセンティブを確保するために必要な水準を超えていないか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 競技としての魅力を維持・向上するためには、必ず戦力が均衡していなければならないか？ ➢ 戦力を均衡させることが、スポーツ活動を通じた事業活動の成否にどの程度不可欠なものか？ ➢ 達成しようとする戦力均衡の程度は、競技としての魅力を維持・向上するために必要な水準を超えていないか？
目的を達成する手段としての相当性	具体的着眼点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 移籍制限ルールと達成しようとする目的との関連性 ○ 移籍制限ルールが課す制限・制約が、合理性ある目的の達成のために真に必要な範囲にとどまっているか。 ○ 目的を達成し得るより制約的でない他の手段の可能性 ➢ 例えば、移籍制限ルールの適用対象選手の範囲や、移籍が制限・制約される期間・条件等（注6）は、育成費用の回収可能性の確保という目的の達成のために真に必要な範囲にとどまっているか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 移籍制限ルールによって、弱いチームにおける戦力向上のために採り得る選択肢が狭まるなどして、むしろ戦力差が固定・拡大する可能性も考えられるところ、当該ルールが戦力均衡という目的の達成につながるといえるか？

の 例	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 目的を達成する手段として、より制約的でない他の手段（例：移籍金制度）は採り得ないか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 例えば、移籍制限ルール of 適用対象選手の範囲や、移籍が制限・制約される期間・条件等（注6）は、戦力均衡という目的の達成のために真に必要な範囲にとどまっているか？ ➤ 目的を達成する手段として、より制約的でない他の手段（例：移籍金制度）は採り得ないか？
--------	--	--

（注6）移籍制限ルールがもたらす弊害の程度は、実質的に評価される必要がある。例えば、移籍を一定期間制限・制約することについては、当該期間の外形的な長さのみならず、競技の実態（例：選手寿命の長さ、移籍・獲得ニーズの多寡、当該期間の長さがチームの選手獲得意欲を減退させる程度）を踏まえた実質的な影響度合いを考慮することとなる。

4 スポーツ事業分野における移籍制限ルールは多種多様であり、独占禁止法上問題となるかどうかについては、具体的なルールの内容や実態に即して個別に判断されるものである。

しかしながら、少なくとも、移籍や転職を無期限に制限・制約するルール（例：移籍を一切禁止するもの、現所属チームの了承がない限り移籍を無期限に認めないもの、移籍自体は可能であってもスポーツ統括団体が開催するスポーツリーグや競技会への出場を無期限に認めないもの）については、前記3記載の考慮要素に照らして、その合理性・必要性が十分に認められるものとは言い難いと考えられる。

以上

参照条文

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年四月十四日法律第五十四号）（抄）

〔目的〕

第一条 この法律は、私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を発揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする。

〔定義〕

第二条 この法律において「事業者」とは、商業、工業、金融業その他の事業を行う者をいう。事業者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者は、次項又は第3章の規定の適用については、これを事業者とみなす。

② この法律において「事業者団体」とは、事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とする二以上の事業者の結合体又はその連合体をいい、次に掲げる形態のものを含む。ただし、二以上の事業者の結合体又はその連合体であつて、資本又は構成事業者の出資を有し、営利を目的として商業、工業、金融業その他の事業を営むことを主たる目的とし、かつ、現にその事業を営んでいるものを含まないものとする。

一 二以上の事業者が社員（社員に準ずるものを含む。）である社団法人その他の財団法人

二 二以上の事業者が理事又は管理人の任免、業務の執行又はその存立を支配している財団法人その他の財団

三 二以上の事業者を組合員とする組合又は契約による二以上の事業者の結合体

③～⑤ （略）

⑥ この法律において「不当な取引制限」とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

⑦～⑨ （略）

〔私的独占又は不当な取引制限の禁止〕

第三条 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

〔事業者団体の禁止行為〕

第八条 事業者団体は、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

一 一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。

二～三 (略)

四 構成事業者（事業者団体の構成員である事業者をいう。以下同じ。）の機能又は活動を不当に制限すること。

五 (略)